

特定町営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する取扱要領

平成24年8月20日企財第122号

改正

平成29年3月30日

令和2年9月29日

(趣旨)

第1 この要領は、特定町営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成23年山田町告示第27号。以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特定町営建設工事)

第2 規程第2条第2号に規定する特定町営建設工事として指定することができる町営建設工事は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模かつ技術的難度の高い工事又は規模若しくは性格等から特定共同企業体による施工が必要と認められる工事で、次に掲げるものの

ア 設計額が5億円以上の土木構造物

イ 設計額が5億円以上の建築物

ウ 設計額が3億円以上の電気設備及び管設備

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特定共同企業体による施工が必要と認める技術的難度の高い工事で、次に掲げるもの

ア 設計額が2億円以上の土木構造物

イ 設計額が3億円以上の建築物

ウ 設計額が2億円以上の電気設備及び管設備

(構成員の数)

第3 特定共同企業体の構成員数は、原則として3者以内とする。ただし、町長が別に定めるものについては、この限りでない。

(構成員の要件)

第4 特定共同企業体の構成員は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成23年山田町告示第26号)第7条の規定に基づいて作成された名簿において、特定町営建設工事の種類に対応する業種に登録されている者であること。

(2) 特定町営建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の許可業種に係る許可を得た後の継続する営業年数（以下「営業年数」という。）が5年以上ある者であること又は営業年数が5年未満の者にあつては、相当の施工実績を有し、特定共同企業体による確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる者であること。

(3) 特定町営建設工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事現場に専任で配置することができる者であること。

(4) その他町長が必要と認めた要件を満たしている者

2 特定共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、当該特定町営建設工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、かつ、当該特定町営建設工事と同種の工事を施工した経験がなければならないものとする。

（構成員の出資比率）

第5 特定共同企業体の構成員ごとの出資比率の最小限度は、構成員数に応じ、次に掲げる比率を下回らないものとする。ただし、第3ただし書の規定により、町長が別に定めるものについては、その都度出資比率を定めるものとする。

(1) 構成員が2者の場合

ア 設計額5億円未満 40パーセント

イ 設計額5億円以上 30パーセント

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント

（代表者）

第6 特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員の中でより大きな施工能力を有する者とする。

2 前項の代表者の出資比率は、構成員中最大とするものとする。

（事前協議）

第7 当該町営建設工事を所管する課等の長（以下「工事担当課等の長」という。）は、当該町営建設工事を特定町営建設工事として指定することが適当と認めるときは、事前に財政課長（以下「入札担当課長」という。）と協議するものとする。

（協定書）

第8 規程第5条第2項に規定する特定共同企業体協定書は、原則として、別添特定共同企業体協定書例文によるものとする。

（特定共同企業体の指導）

第9 入札担当課長は、工事担当課等の長とともに、必要に応じ特定町営建設工事を施工している特定共同企業体について、出資状況、経理状況、工事の施工状況等に係る実態調査を特定共同企業体実態調査票（別記様式）により実施し、運営が適正に行われるよう必要な指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式

特定共同企業体実態調査票

調査年月日 年 月 日

|                    |           |       |                   |      |   |       |      |
|--------------------|-----------|-------|-------------------|------|---|-------|------|
| 共同企業体名<br>(代表者名)   |           | 構 成 員 | 構 成 員 名<br>(出資比率) |      |   |       |      |
|                    |           |       |                   | %    | % | %     | %    |
| 工 事 名              |           | 工事場所  |                   | 請負金額 |   | 着工年月日 |      |
|                    |           |       |                   |      |   | 完成年月日 |      |
| 工 事 概 要            |           |       |                   |      |   |       |      |
| 調 査 項 目            |           |       |                   |      |   |       | 付記事項 |
| 種 別                | 構成員名      |       |                   |      |   |       |      |
|                    | 現場代理人     |       |                   |      |   |       |      |
|                    | 主任（監理）技術者 |       |                   |      |   |       |      |
| その他職員              | 事 務       | 人     | 人                 | 人    |   |       |      |
|                    | 技 術       | 人     | 人                 | 人    |   |       |      |
|                    | その他       | 人     | 人                 | 人    |   |       |      |
| 運営委員会の開催状況         |           |       |                   |      |   |       |      |
| 工事事務所の組織等          |           |       |                   |      |   |       |      |
| 職員の派遣状況等           |           |       |                   |      |   |       |      |
| 各構成員間の工事の分担<br>状況等 |           |       |                   |      |   |       |      |
| 下請業者（資材業者）の状<br>況  |           |       |                   |      |   |       |      |
| 協定原価の決定方法等         |           |       |                   |      |   |       |      |
| 技術移転に関する状況         |           |       |                   |      |   |       |      |
| 運営上の問題点            |           |       |                   |      |   |       |      |
| その他                |           |       |                   |      |   |       |      |

## 特定共同企業体協定書（例文）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）山田町発注に係る次の町営建設工事（契約変更が行われた場合の変更後の工事を含む。）

の請負

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工期

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地に置く。

（成立及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、本協定書に示す町営建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限（代理人の選任についての権限を含む。）、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率等）

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとする。

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌した上で、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織の編成、工事の施工の基本に

関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事がしゅん工したときは、当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認（以下「発注者等の承認」という。）がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項に規定する発注者等の承認を得て脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させなければならない。

3 第1項に規定する発注者等の承認を得て、構成員のうち脱退した者がある場合における残存構成員の出資比率は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第8条に規定する比率に加えた比率とする。

4 決算の結果、利益が生じた場合には、第13条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

5 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に第14条の規定により負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。この場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

2 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり〇〇特定共同企業体協定を締結したので、その証として本協定書〇通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自保有するものとする。

年 月 日

構成員 〇〇県〇〇市(〇〇郡) 〇〇町〇〇番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

構成員 〇〇県〇〇市(〇〇郡) 〇〇町〇〇番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩